

令和5年2月22日

## 公 告

陸上自衛隊  
八戸駐屯地業務隊長  
近 藤 善 浩

陸上自衛隊六ヶ所対空射撃場廠舎地区内における自動販売機の設置及び経営の業者を下記のとおり募集するので、関係事項を承知の上申し込まれたい。

## 記

## 1 公募に付する事項

- (1) 業務件名  
自動販売機（菓子）、自動販売機（カップ麺）各1台の設置及び経営業務
- (2) 業務期間  
令和5年6月1日（東北防衛局長が許可した日）から令和6年3月31日
- (3) 設置場所  
陸上自衛隊六ヶ所対空射撃場廠舎地区内

## 2 応募に必要な資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 業務の全部又は一部を第三者へ委託することなく、自動販売機関連業務の全てを自社で遂行できること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

### 3 選考方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。

### 4 募集要領及び仕様書の配布

#### (1) 期 間

令和5年2月22日（水）から令和5年3月6日（月）  
午前9時から午後1時、午後2時から午後4時30分（土、日、祝日を除く。）

#### (2) 場 所

青森県八戸市大字市川町字桔梗野官地  
陸上自衛隊八戸駐屯地 業務隊厚生科

### 5 応募者に対する説明

#### (1) 日 時

令和5年3月8日（水）午後2時30分から

#### (2) 場 所

陸上自衛隊八戸駐屯地 厚生センター内 食堂

#### (3) 申込方法

希望者は、3月6日（月）午後4時まで、別紙により第6項記載のお問合せ先まで、郵送又はFAXにてお申し込みください。

### 6 お問合せ先

〒039-2295

青森県八戸市大字市川町字桔梗野官地

陸上自衛隊八戸駐屯地 業務隊厚生科

電 話：0178-28-3111（内線2260）（FAX3327）

担 当：石 川

年 月 日

陸上自衛隊八戸駐屯地 厚生科長 殿

説 明 会 参 加 申 込 書

本社(店)所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別（法人 ・ 個人）

担当者氏名：

電 話：

F A X：

メールアドレス：

陸上自衛隊八戸駐屯地の自動販売機の設置及び経営に関する説明会に参加いたします。

参加者名簿（3月8日説明会）

役 職	氏 名	利用交通機関名	備 考